

**荻打地区幼保一体化施設増築棟賃貸に係る公募型プロポーザル
2次審査評価基準**

No.	評価項目	評価項目	評価点 ①	加重 ②	得点 ①×②
1	配置計画・動線(20)	○増築棟の整備位置・向き 子どもの状況等が把握しやすい設計か。(園庭の様子等) ○既存保育所との連携 既存保育所との連携に配慮されているか。	5	2	10
		○動線の安全性 園庭や駐車場を繋ぐ動線、保護者の送迎時の動線など安全性に配慮されているか。	5	2	10
2	増築棟の意匠(5)	○外観・内装 認定こども園としてふさわしい外観・内装となっているか。 ※いわゆる施設の「見た目」のみを審査(安全性・衛生面への配慮は「増築棟の機能性」で審査)	5	1	5
3	増築棟の機能性(20)	○施設の利用しやすさ 各室の配置箇所や広さ、機能性は十分か。 園児、職員、給食配膳など施設内の動線について配慮されているか。	5	2	10
		○断熱性・遮音性の性能 壁の断熱材や二重ガラス、床材等、断熱性や遮音性に優れた設計となっているか。 ○安全性・衛生面及びユニバーサルデザインへの配慮 日常生活における危険性はないか。衛生的に問題のある設計となっていないか。必要に応じてスロープ等が配置されているか。 ○防犯・災害対応を考慮した設計となっているか。	5	2	10
		○防犯・災害対応を考慮した設計となっているか。			
4	児童数減少に対応するための工夫(15)	今後、更なる少子化の進行が予想されるため、児童数の減少にも柔軟に対応できる整備方法の工夫があるか。工夫を図っても、動線、利用しやすさ等への配慮があるか。	5	3	15
5	脱炭素化の工夫(15)	本市が高松市地球温暖化対策実行計画により脱炭素社会の構築を目指していることを踏まえた、効果的な取組みがあるか。市が利用する施設として、率先した取り組みか。	5	3	15
6	維持管理(5)	○維持管理方法 施設の維持管理・修繕・撤去の際のコストについて配慮がされているか。 ○日常的なメンテナンス 日常的なメンテナンスが容易かつ安価に行えるか。	5	1	5
7	実施体制(10)	○事業の安定性を実現するための運営体制構築(施工期間) 管理者や現場作業員の確保、各種部材の確保等の計画はしっかりしているか。 ○本業務の全体スケジュール 契約締結から増築棟の引渡しまで、現実的なスケジュールとなっているか。 ○安全性や周辺環境に配慮した計画 安全に施工が行える体制となっているか、工期中の周辺環境に配慮した計画となっているか。 苦情処理体制はどうか。	5	1	5
		○事業の安定性を実現するための運営体制構築(リース期間) リース期間中の対応窓口などの体制はしっかりしているか。	5	1	5
8	費用対効果(10)	○賃借料(全体事業費)と整備内容のバランス 賃借料に比べて整備内容が劣ることはないか ○コスト削減のための工夫 事業費を圧縮するための工夫がみられるか。	5	1	5
		提案価格 ・見積額が見積上限額の8割未満 ⇒ 5点 ・見積額が見積上限額の8割以上9割未満 ⇒ 4点 ・見積額が見積上限額の9割以上 ⇒ 3点	5	1	5
合計(評価点: 60、加重を加味した得点: 100)			60		100

- ・上記の各項目を審査委員が審査し、1人当たり60点満点で採点する。
- ・各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出する。
(得点) = (評価点) × (加重)
- ・各審査委員の得点の合計を総合点とし、総合点が最も高い企画提案者を提案評価第1位として選定する。
ただし、総合点の合計が満点の5割に満たない場合は採用しない。
- ・総合点が最も高い企画提案者が2人以上ある場合は、「増築棟の機能性」が高い者を提案評価第1位を選定する。
- ・「増築棟の機能性」も同点の場合は、審査委員間で協議し、提案評価第1位を選定する。

【評価基準】

- ・0～5点までの6段階で評価する。
 - (1)非常に優れた提案である場合には、「5点」とする。
 - (2)優れた提案である場合には、「4点」とする。
 - (3)標準的である場合には、「3点」とする。
 - (4)やや物足りない提案である場合には、「2点」とする。
 - (5)特に物足りない提案である場合には、「1点」とする。
 - (6)評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とする。